

平成 30 年 9 月 11 日

久留米市農業委員会総会議事録

久留米市農業委員会

平成30年 9月11日(火)、午前9時30分 久留米市農業委員会総会を久留米市商工会館 5階 会議室に召集する。

付議事項は、別紙久留米市農業委員会総会議案とおりである。

出席委員は、次のとおりである。

1 番	飯田三津雄 委員
2 番	池田 清茂 委員
3 番	池田 龍子 委員
4 番	石井 孝雄 委員
5 番	稲富 克紀 委員
6 番	上村 孝二 委員
7 番	内田 洋一 委員
8 番	緒方 義範 委員
9 番	笠 幸夫 委員
10 番	古賀 誠一 委員
11 番	古賀 喜治 委員
12 番	坂井 康孝 委員
13 番	平 壯一 委員
14 番	田 中 文 委員
15 番	田中 弥生 委員
16 番	手島富士雄 委員
17 番	富松 隆晴 委員
19 番	日比生和雄 委員
20 番	深川 嘉穂 委員
21 番	松延 洋一 委員
22 番	馬渡恵美子 委員
23 番	森崎 康洋 委員
24 番	諸藤 澄夫 委員

欠席委員 無し

事務局の出席者は10名である。

事務局 おはようございます。9月の総会の開催にあたり報告いたします。
本日は、現時点で現員数23名中、23名の出席がっておりますので。
農業委員会等に関する法律 第27条 第3項の規定により、総会は成立しております。
それでは、会長、よろしく願いいたします。

議長 はい、それでは、ただいまから9月の農業委員会総会を開催いたします。
「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案の1ページをお願いいたします。
「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について」、農地の所有権移転の許可
申請書が提出されたので付議いたします。

所有権移転、東部地域、1番から3ページ10番までの10件です。

3ページをお願いいたします。

西部地域、11番から4ページ18番までの8件です。

なお、1ページの審議番号1番及び2番は関連案件となっております。

また、3ページの審議番号12番及び13番につきましては、自作地の相互交換による関連案件
となっております。

以上、1番から18番までの各申請案件につきましては、農地法第3条 第2項 各号の審査
基準について審査会において説明を行ってりましたが、不許可相当に該当しない申請
であり審査基準に適合していることを報告致します。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長 はい、事務局からの説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は
挙手をお願いいたします。

「無しの声」

議長 はい、それでは無いようですのでこれにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。
「第1号議案」に賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

はい、ありがとうございます。全員挙手により「第1号議案」は可決されました。

つきまして、「第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたし
ます。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案の5ページをお願いいたします。
「第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について」、農地転用許可申請書が提
出されたので付議いたします。

東部地域 1 番 1 件です。

1 番 申請地 大橋町常持 田 509 m²、申請理由 申請地を露天自動車販売展示場の敷地として利用するものです。農地区分は第 1 種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして不許可の例外規定を適用しております。

つづきまして、西部地域 2 番 1 件です。

2 番 申請地 宮ノ陣町大杜 畑 1,832 m²の内 274.2 m²、申請理由 申請地を農家住宅の敷地として拡張するものです。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長 はい、事務局からの説明が終わりましたので、審査会から審査結果報告を受けたいと思います。それでは、東部審査会、西部審査会の順番で報告をお願いいたします。

委員 はい、それでは東部地域からまいります。審議番号 1 番でございます。地図も 1 番でございます。

転用目的は、露天自動車販売展示場となっております。申請地は大橋小学校から南南西へ約 960 メートル、筑後草野駅から北西へ約 1.2 キロメートルのところでございます。

農地区分につきましては、10 ヘクタール以上の農地の広がりがある区域の農地でありますので、第 1 種農地に該当いたしますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設でございますので不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下により南側水路へ放流されます。汚水・生活雑排水につきましても、発生をいたしません。

被害防除につきましては、既存の L 型擁壁により土砂の流出を防ぐ計画です。

この申請案件につきまして、排水承諾等、添付書類を確認いたしております。

以上、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ書類審査を行いました。問題はなにもと判断をしております。

ご審議よろしく願いいたします。以上です。

委員 つづきまして、西部地域審査会より審議番号 2 番について説明いたします。地図ナンバーも 2 番です。

転用目的は、農家住宅の敷地として拡張するものですが、すでに住宅の敷地として使用されておりましたので、始末書付きの申請となっております。

申請地は、西鉄学校前駅から南へ約 300 メートル、古賀病院 21 から東へ約 820 メートルのところに位置します。

農地区分につきましては、西鉄学校前駅よりおおむね 300 メートル以内の区域内にある農地ですので、第 3 種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下により東側の道路側溝へ放流されます。汚水・生活雑排水につきましては、東側の市下水道管へ接続されます。

被害防除につきましては、既存の石積みにより土砂の流出を防ぐ計画となっています。

この申請案件について、排水承諾等、添付書類を確認しております。

以上、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ書類審査を行いました、問題は無いものと判断しております。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 はい、報告が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方はお願いをいたします。

「無しの声」

議 長 質疑が無いようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。

「第2号議案」にていて、賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

はい、ありがとうございます。全員挙手により「第2号議案」は可決されました。

つづきまして、「第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、6ページをお願いいたします。

「第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」、農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。

東部地域 1番から3番までの3件です。

1番 申請地 田主丸町竹野 畑 851 m²、申請理由 申請地を取得し、事務所及び露天駐車場として利用するものです。

2番 申請地 田主丸町殖木 田畑 2筆計 627 m²、申請理由 申請地を取得し、露天駐車場として利用するものです。

3番 申請地 田主丸町殖木 田 126 m²、申請理由 申請地を取得し、自己用住宅の敷地として拡張するものです。

7ページをお願いいたします。

西部地域 4番から9ページ15番までの12件です。

4番 申請地 上津町 畑 232 m²、申請理由 申請地を借り受けて、自己用住宅を建築するものです。

5番 申請地 高良内町 畑 119 m²、申請理由 申請地を取得し、貸露天資材置場として利用するものです。

6番 申請地 高良内町 畑 239 m²、申請理由 申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

7番 申請地 藤山町 畑 1,426 m²、申請理由 申請地を借り受けて、露天資材置場として

利用するものです。農地区分は農用地ですが、一時的な利用に供するものとして不許可の例外規定を適用しております。

8 番 申請地 藤山町 田 2 筆計 1,235 m²、申請理由 申請地を借り受けて、露天資材置場として利用するものです。農地区分は農用地ですが、一時的な利用に供するものとして不許可の例外規定を適用しております。

8 ページをお願いいたします。

9 番 申請地 藤山町 畑 269 m²、申請理由 申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

10 番 申請地 大善寺町中津 田 871 m²、申請理由 申請地を取得し、露天駐車場及び園庭として利用するものです。

11 番 申請地 大善寺町藤吉 畑 2,026 m²、申請理由 申請地を借り受けて、露天資材置場として利用するものです。農地区分は農用地ですが、一時的な利用に供するものとして不許可の例外規定を適用しております。

12 番 申請地 城島町青木島 畑 196 m²、申請理由 申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。農地区分は第 1 種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして不許可の例外規定を適用しております。

9 ページをお願いいたします。

13 番 申請地 三潞町壱町原 田 2 筆計 1,294 m²、申請理由 申請地を取得し、建売住宅(5 戸)を建築するものです。農地区分は第 1 種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして不許可の例外規定を適用しております。

14 番 申請地 三潞町高三潞 田 360 m²、申請理由 申請地を取得し、米麦乾燥施設を建築するものです。農地区分は農用地ですが、農用地利用計画において指定された用途に供するものとして不許可の例外規定を適用しております。

15 番 申請地 三潞町玉満 田 1,982 m²、申請理由 申請地を取得し、建売住宅(12 戸)を建築するものです。

なお、7 ページの審議番号 7 番及び 8 番、8 ページの審議番号 11 番、9 ページの審議番号 13 番につきましては、福岡県農業会議の意見聴取案件でございます。

以上、説明を終わらせていただきます。

議 長 はい、事務局からの説明が終わりましたので、審査会から審査結果報告を受けたいと思います。それでは、東部審査会、西部審査会の順番で報告をお願いいたします。

委 員 はい、それでは東部地域からまいります。
まず、審議番号 1 番でございます。地図 3 番でございます。
転用目的は、事務所及び露天駐車場として利用するものです。
申請地は、竹野小学校から東へ約 350 メートル、川会小学校から南へ約 2.1 キロメートルのところでございます。
農地区分は、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、500 メートル以内に竹野小学校・竹野保育所と 2 つの学校・保育所がある農地ですので、第 3 種農地に該当しま

す。

雨水排水につきましては、南側の前面道路の側溝へ自然流下となります。汚水・生活雑排水につきましては、発生いたしません。

被害防除につきましては、農地と隣接する北側と西側に、既設の石垣に替えて、新たにL型擁壁を新設して土砂の流出を防ぐ計画となっております。

つぎに、審議番号2番にまいります。地図4番です。

転用目的は、露天駐車場として利用するものです。

申請地は田主丸小学校から東へ約460メートル、田主丸総合支所から東北東へ約770メートルのところでございます。

農地区分は田主丸総合支所からおおむね1キロメートル以内(宅地化率43パーセント)の農地ですので、第2種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、集水桝を通じて南側水路へ自然流下、汚水・生活雑排水につきましては、発生をいたしません。

被害防除につきましては、東側、西側と南側にブロック2段積みを設置して土砂の流出を防ぐ計画です。

つぎに、審議番号3番でございます。地図5番です。

転用目的は、自己用住宅の敷地拡張を行うものです。主に露天駐車場として利用するものですが、申請地はすでにカーポートが設置されておりましたので、始末書付きの申請となっております。

申請地は、浮羽工業高校から南東へ約590メートル、田主丸総合支所から南東へ約790メートルのところでは、

農地区分は田主丸総合支所からおおむね1キロメートル以内(宅地化率43パーセント)の農地ですので、第2種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、北側宅地内を経由して西側水路へ放流されます。汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を経て西側水路へ放流されます。

被害防除につきましては、南側につきましては、隣接地のブロック擁壁を利用して土砂の流出を防ぐ計画です。西側につきましては、土羽とすることで、土砂の流出を防ぐ計画です。

これら全て申請案件につきまして、排水承諾等、添付書類を確認いたしております。

以上、3件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ書類審査を行いました。問題はないものと判断しております。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。以上です。

委員 つづきまして、西部地域審査会より審議番号4番について説明いたします。地図ナンバーは6番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、明星中学校から西へ約230メートル、上津小学校から北へ約860メートルのところに位置しています。

農地区分については、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、500メートル以内に中学校と保育園がある農地でありますので、第3種農地に該当します。

雨水排水につきましては、自然流下により西側の道路側溝へ放流されます。汚水・生活雑排水につきましては、西側の道路に埋設されている市下水道管へ接続されます。被害防除につきましては、コンクリートブロックを新設して土砂の流出を防ぐ計画となっております。

つづきまして、審議番号 5 番について説明いたします。地図ナンバーは 7 番です。

転用目的は、貸露天資材置場として利用するものです。

申請地は、青峰小学校から西へ約 420 メートル、高牟礼中学校から南へ約 480 メートルのところに位置します。

農地区分については、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、500 メートル以内に小学校と中学校がある農地でありますので、第 3 種農地に該当いたします。

雨水排水につきましては、自然流下により南側の道路側溝へ放流されます。汚水・生活雑排水につきましては、発生いたしません。

被害防除につきましては、コンクリートブロックにより土砂の流出を防ぐ計画となっております。

つづきまして、審議番号 6 番について説明いたします。地図ナンバーは 8 番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、明星中学校から南へ約 20 メートル、上津小学校から北へ約 940 メートルのところに位置します。

農地区分については、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、500 メートル以内に中学校と病院がある農地でありますので、第 3 種農地に該当いたします。

雨水排水につきましては、溜め枿を経由して北側の道路側溝へ放流されます。汚水・生活雑排水につきましては、北側の道路に埋設されている市下水道管へ接続されます。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して土砂の流出を防ぐ計画となっております。

つづきまして、審議番号 7 番について説明いたします。地図ナンバーは 9 番です。

転用目的は、公共事業に伴う露天資材置場として一時転用するものです。

申請地は、祐誠高等学校から北へ約 720 メートル、斎場から西へ 550 メートルのところに位置します。

農地区分については、農用地区域内にある農地ではありますが、転用目的が一時的な利用に供するものでありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下により北側の道路側溝へ放流されます。汚水・生活雑排水につきましては、発生いたしません。

被害防除につきましては、コンクリートブロック及び法面により土砂の流出を防ぐ計画となっております。

つづきまして、審議番号 8 番について説明いたします。地図ナンバーは 10 番です。

転用目的は、公共事業に伴う露天資材置場として一時転用するものです。

申請地は、祐誠高等学校から北へ約 340 メートル、斎場から西へ約 800 メートルのところに位置します。

農地区分については、農用地区域内にある農地ではありますが、転用目的が一時的な利用に供するものでありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下により道路側溝へ放流されます。汚水・生活雑排水に

つきましては、発生いたしません。

被害防除につきましては、法面施工により土砂の流出を防ぐ計画となっています。

つづきまして、審議番号 9 番について説明いたします。地図ナンバーは 11 番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、久留米工業大学から東へ約 360 メートル、日高整形外科病院から北へ約 220 メートルのところに位置します。

農地区分については、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、500 メートル以内に中学校と病院がある農地でありますので、第 3 種農地に該当いたします。

雨水排水につきましては、溜め桝を経由して南側の道路側溝へ放流されます。汚水・生活雑排水につきましては、南側の道路に埋設されている市下水道管へ接続されます。

被害防除につきましては、新設のコンクリートブロックにより土砂の流出を防ぐ計画となっています。

つづきまして、審議番号 10 番について説明いたします。地図ナンバーは 12 番です。

転用目的は、露天駐車場及び園庭として利用するものです。

申請地は、住吉保育園から南へ約 20 メートル、松岡病院から東へ約 230 メートルのところに位置します。

農地区分については、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、500 メートル以内に保育園と病院がある農地でありますので、第 3 種農地に該当いたします。

雨水排水につきましては、地下浸透、汚水・生活雑排水につきましては、発生しません。

被害防除につきましては、新設のコンクリートブロックにより土砂の流出を防ぐ計画となっています。

つづきまして、審議番号 11 番について説明いたします。地図ナンバーは 13 番です。

転用目的は、公共事業に伴う露天資材置場として一時転用するものです。

申請地は、大善寺小学校から西へ約 1.3 キロメートル、久留米市西部地区体育館から南へ約 320 メートルのところに位置します。

農地区分については、農用地区域内にある農地ではありますが、転用目的が一時的な利用に供するものでありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下。汚水・生活雑排水につきましては、発生をしません。

被害防除につきましては、既存の法面により土砂の流出を防ぐ計画となっています。

つづきまして、審議番号 12 番について説明いたします。地図ナンバーは 14 番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、城島中学校から南西へ約 2 キロメートル、富田病院から北西へ約 620 メートルのところに位置します。

農地区分については、10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でありますので、第 1 種農地に該当いたしますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設でありますので不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、新設の溜め桝を経由して南側の道路側溝へ放流されます。汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を設置して南側の道路側溝へ放流されます。

被害防除につきましては、既存のブロックにより土砂の流出を防ぐ計画となっています。

つづきまして、審議番号 13 番について説明いたします。地図ナンバーは 15 番です。

転用目的は、建売住宅(5戸)を建築するものです。

農地区分については、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でありますので、第1種農地に該当いたしますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設でありますので不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、新設する溜め桝を経由して南側の道路側溝へ放流します。汚水・生活雑排水につきましては、南側道路に埋設される市下水道管へ接続されます。

被害防除につきましては、新設のコンクリートブロックにより土砂の流出を防ぐ計画となっております。

つづきまして、審議番号14番について説明いたします。地図ナンバーは16番です。

転用目的は、米麦乾燥施設を建築するものです。

申請地は、三瀨小学校から南へ約200メートル、西鉄三瀨駅から北西へ約1.7キロメートルのところに位置します。

農地区分については、農用地区域内にある農地でありますのですが、転用目的が農用地利用計画において指定された用途に供するものでありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、U字溝を経由して南側の水路へ放流します。汚水・生活雑排水につきましては、発生いたしません。

被害防除につきましては、新設のL型擁壁により土砂の流出を防ぐ計画となっております。

つづきまして、審議番号15番について説明いたします。地図ナンバーは17番です。

転用目的は、建売住宅(12戸)を建築するものです。

申請地は、西鉄犬塚駅から西へ約550メートル、三瀨小学校から南へ約1.5キロメートルのところに位置します。

農地区分については、西鉄犬塚駅からおおむね500メートル以内の区域内にある農地ですので、第2種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、敷地内に新設する道路側溝を経由して南側の水路へ放流されます。汚水・生活雑排水につきましては、北側道路に埋設される市下水道管へ接続します。

被害防除につきましては、新設のコンクリートブロックにより土砂の流出を防ぐ計画となっております。

これら全ての申請案件について、排水承諾等、添付書類を確認いたしております。

以上、12件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ書類審査を行いました。問題は無いものと判断をしております。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 はい、報告が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方はお願いをいたします。

「無しの声」

議 長 質疑が無いようですのでこれにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。
それでは、「第3号議案」について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

はい、ありがとうございます。全員の挙手により「第3号議案」は可決されました。
先ほど説明がありました。案件でございますが、7番、8番、11番、13番は許可相当として県
農業会議へと意見聴取をいたします。
それでは、つづきまして、「第4号議案 非農地証明について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。」

事 務 局 はい、議案の10ページをお願いいたします。
「第4号議案 非農地証明について」、非農地証明願が提出されたので付議いたします。

東部地区、1番1件です。

1番 申請地 田主丸町豊城 田 82 m²、現況 宅地

証明理由 建築物等の敷地として相当なものであり、かつ、建築後20年以上経過している
ものです。

以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

委 員 質疑ではないですが、農地に無許可のまま勝手に建てていたということになるのですか。そ
れを今、非農地証明の申請をしているということですか。
それについては、罰則みたいなものとかはないですか。

事 務 局 非農地証明について、事務局から説明をさせていただければと思います。
まず、この非農地証明の説明に入ります前に、農地法で言います農地の定義というところか
らご説明を申し上げます。こちらは、農地法 第2条において、登記地目の田・畑で判断する
のではなく、現況で判断をしているということが書かれています。こちらに基づいて農業委員
会がこの土地が農地であるのか農地でないのかという判断をさせて頂いているというかたち
になります。先ほど委員がおっしゃられましたように以前から家が建っていたところにな
りますと、現況においては、その事実だけを見れば、農地法違反の無断転用と言うこともでき
ます。その中で20年以上経っておりますので、そういったことを加味いたしまして、農地では
ないという判断を行うのが今回の非農地証明というかたちになっております。ただし、現況、
無断転用ということも出来ると申し上げましたが、言葉を平たくしますと建てたもの勝ちとい
うか、違反転用したものの勝ちにならないようにその適用においては要項を定めまして、こうい
った場合のみ非農地証明を発行して農地ではないと、こういうかたちで証明をするという対応を
とらせて頂いているところでございます。

議 長 他に質疑はございませんか。

「無しの声」

議 長 それでは、質疑が無いようでしたら質疑を終了して、ただいまから採決をいたします。
「第4号議案 非農地証明について」、賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

はい、ありがとうございます。全員の挙手により「第4号議案」は可決されました。
つづきまして、「第5号議案 農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 11 ページをお願いいたします。

「第5号議案 農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請について」、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請書が提出されたので付議いたします。

第1区 1番 1件です。

1番 申請人 大善寺町中津 * * * * *

経営面積 30,968 m²、農用地利用集積計画に従い利用すると認められます。

第2区 2番 1件です。

2番 申請人 うきは市吉井町富永 * * * * *

経営面積 49,944 m²、農用地利用集積計画に従い利用すると認められます。

第3区 3番から12 ページ4番までの2件です。

3番 申請人 北野町高良 * * * * *

経営面積 38,800 m²、農用地利用集積計画に従い利用すると認められます。

12 ページをお願いいたします。

4番 申請人 北野町中川 * * * * *

経営面積 34,656 m²、農用地利用集積計画に従い利用すると認められます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「無しの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。
「第5号議案」について賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

はい、ありがとうございます。全員の挙手により「第5号議案」は可決されました。
つづきまして、「第6号議案 久留米市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 13 ページをお願いいたします。
「第6号議案 久留米市農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法に基づき、久留米市長より久留米市農用地利用集積計画の決定を求められたので付議いたします。

第1区 1番から14ページ5番までの5件です。

1番 所在地 荒木町荒木 田 3筆計 5,221 m²、推進機構への売り渡しとなります。

2番 所在地 善道寺町飯田 田 1,230 m²、推進機構からの買い入れとなります。

3番 所在地 大善寺町中津 田 3筆計 4,384 m²、推進機構への売り渡しとなります。

4番 所在地 宮ノ陣二丁目 田 809 m²、推進機構への売り渡しとなります。

14ページをお願いいたします。

5番 所在地 安武町安武本 田 1,516 m²、推進機構からの買い入れとなります。

第2区 6番 1件です。

6番 所在地 田主丸町森部 田 7筆計 8,897 m²、推進機構への売り渡しとなります。

第3区 7番から15ページ9番までの3件です。

7番 所在地 北野町稻数 畑 409 m²、推進機構からの買い入れとなります。

15ページをお願いいたします。

8番 所在地 北野町上弓削 田 2筆及び登記地目 雑種地 現況地目 田の 3筆計 2,843 m²、推進機構からの買い入れとなります。

9番 所在地 北野町仁王丸 田 2筆計 4,584 m²、推進機構からの買い入れとなります。

第5区 10番 1件です。

10番 所在地 三瀨町西牟田 田 4筆計 5,078 m²、推進機構への売り渡しとなります。

以上、1番から10番までの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法 第18条 第3項の各号の要件を満たしているものと考えられます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長 はい、事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「無しの声」

議長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。
「第6号議案」について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

はい、ありがとうございます。全員の挙手により「第 6 号議案」は可決されました。

よって、久留米市長あて通知いたします。

つづきまして、「第 7 号議案 農用地の買入協議要請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 16 ページをお願いいたします。

「第 7 号議案 農用地の買入協議要請について」、農業経営基盤強化促進法 第 16 条 第 1 項の規定に基づき、市長への農用地の買入協議を要請いたしたいので付議いたします。

第 3 区 1 番 1 件です。

1 番 対象地 北野町中川 田 3 筆計 11,761 m²

あっせん申出者 北野町中川 * * * * *

要請理由 あっせん相談により、地元農地利用最適化推進委員による、あっせん協議を行い、認定農業者への集積が図られるよう調整を試みたが、売り渡し希望価格において、調整が不調に終わった。しかしながら、当該農用地は久留米市農業基本構想の実現など将来的見地からみた優良農地であり、認定農業者への集積を図るため、市長への買入協議要請を行うものです。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長 はい、事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「無しの声」

議長 それでは、質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。

「第 7 号議案」について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

はい、ありがとうございます。全員の挙手により「第 7 号議案」は可決されました。

よって、久留米市長あて要請いたします。

ひきつづきまして、報告事項に入ります。

報告第 1 号 農地法第 4 条 第 1 項 第 7 号の規定による届出の受理の専決について

報告第 2 号 農地法第 5 条 第 1 項 第 6 号の規定による届出の受理の専決について

報告第 3 号 農地法 第 18 条 第 6 項の規定による通知について

報告第 4 号 農地法第 5 条 第 1 項 第 6 号の規定による受理通知書の撤回願について

事務局の説明を省略いたします。

議案につきましては、事前に送付されておりますので。報告第 1 号から第 4 号、長いのがあり

ますが、につきましてはお目通しをいただいていると思いますので、これで報告事項を終わりたいと思います。

つぎにお諮りをいたします。本総会におきまして議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その処理を議長に委任されたいと思います。異義はありませんか。

「異議無しの声」

異義なし、と認めます。よって議決されました案件で条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

ただいまから、議事録署名委員を指名いたします。

久留米市農業委員会議規則 第 10 条 第 2 項の規定により

4 番 石井 孝雄 委員

16 番 手島 富士雄 委員をお願いをいたします。

以上を持ちまして、久留米市農業委員会総会を閉会いたします。